

第六十一回 参議院 内閣委員会 會議録 第五号

昭和四十四年三月六日(木曜日)
午前十一時三十分開会

委員の異動

二月二十六日

辞任
植木 光教君

補欠選任
安田 隆明君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

国務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門員

相原 桂次君

戸澤 政方君

両角 良彦君

大平 正芳君

斎藤 昇君

片山 武夫君

山本茂一郎君

村田 秀三君

佐藤 隆君

玉置 猛夫君

長屋 茂君

安田 隆明君

北村 暢君

柴田 榮君

石原幹市郎君

八田 一朗君

○厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣)

送付、予備審査)
○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。
○国務大臣(斎藤昇君) ただいま議題となりました厚生省設置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

改正の第一点は、厚生省の付属機関として、新たに児童手当審議会を設置することであり、児童手当制度につきましては、従来から児童手当懇談会において学識経験者により検討を進めてまいりましたが、同懇談会の昨年十二月の報告にも述べられており、今後さらに正式な機関で調査審議していく必要があるため、児童手当審議会を設置することとしたのであります。なお、この審議会の設置期限は、昭和四十六年三月末までの二年間といたしております。

改正の第二点は、既存の審議会の整理統合を行なうこととあります。審議会の整理統合につきましては、従来から行政の効率化、簡素化という観点から検討してきたところでありますが、今回は、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、理学療法士及び作業療法士の試験の実施に関する事務を、別に設ける試験委員につかさどらせるとともに、新たに医療関係者審議会を設置して、これらの試験に関する重要事項等を調査審議させることとして、現にこれらの事項を取り扱っている関係の審議会の整理を行なうこととしたのであります。なお、薬

劑師、栄養士等についても、それぞれ試験委員制度を設け、ほぼ同様の整理を行なうこととしたしております。

また、精神薄弱者の福祉に関する行政の一元化をはかるため、精神薄弱者福祉審議会を中央児童福祉審議会に統合し、従来精神薄弱者福祉審議会において調査審議していた事項を中央児童福祉審議会において調査審議することとしたのであります。

改正の第三点は、所掌事務に関する改正であります。児童家庭局の所掌事務として、福祉に欠ける寡婦の福祉をはかることを加え、また、社会保険庁の医療保険部で所掌していた船員保険に関する事務のうち、年金給付の裁定事務を年金保険部で所掌することとしたのであります。

なお、施行期日は、公布の日からとしておりますが、試験審議会の整理に関する規定は、従来の審議会の委員の任期、試験の実施時期等を考慮して、九月一日または十一月一日としております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(八田一朗君) 次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。大平通商産業大臣。

○国務大臣(大平正芳君) ただいま提案になりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。このたびの改正は、通商産業本省の付属機関として通商産業研修所を設置するため、所要の改正

をしよとするものであります。御承知のとおり、通商産業省の行政対象は、変動の激しい経済の分野であり、最近の資本自由化、大型合併、物価等の動向を見ても、事態の進展は急であり、この情勢の中で、内外の高度化する行政需要に対処し、通商産業省職員が高度の識見を養うためには研修の充実がぜひとも必要であります。このような観点から、従来とも本省においては各種研修を実施してまいりましたが、今後時代の要請する研修を一そう幅広く実施し、職員がその機能を十二分に果たしてまいりますためには、この際、研修実施の責任体制の確立をはかることが必要であり、このため、かねて建設中であつた研修用施設が完成するのを機会に、他省庁の例にもならい、本省の付属機関として通商産業研修所を設置したいと考える次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同たまわりますようお願いいたします。

○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十三分散会

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十二日)
一、外務省設置法の一部を改正する法律案

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律
農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方農政局」を「地方農林局」に、「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

第十七条中「植物ウイルス研究所」を「植物ウイルス研究所」に、「農林研究所」を「農林研究所」に、「農林研究所」を「農林研究所」に改める。

第二十二條の四の次に次の二條を加える。

(熱帯農業研究センター)

第二十二條の五 熱帯農業研究センターは、熱帯又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究及び調査並びにこれらに関する内外の資料の収集、整理及び提供を行なう機関とする。

2 熱帯農業研究センターは、東京都に置く。

3 熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む))をいう。

の区域内の農林省令で定める地に熱帯農業研究センター沖縄支所(次項及び次条において「沖縄支所」という。)を置く。

4 熱帯農業研究センター及び沖縄支所の内部組織については、農林省令で定める。

(沖縄支所の職員の給与)

第二十二條の六 沖縄支所に置かれる職員(以下この条において「職員」という。)には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその休面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように沖縄支所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。)及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、当該在外職員」とあるのは当該職員」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律」及び第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖縄支所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替へるものとする。

る法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。)及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあるのは「職員」と、当該在外職員」とあるのは当該職員」と、第四条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律」及び第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖縄支所の所在地」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替へるものとする。

第二十三條第二項の表中「神戸肥飼料検査所」を「大阪肥飼料検査所」に改める。

第二十五條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、輸出品検査所に、日本農林規格による格付の表示を附された農林物資の検査及び登録格付機関の行なう日本農林規格による格付に関する技術上の指導を行なわせることができる。

第三十三條第二項の表中高知種畜牧場の項を削る。

第三十三條の二の次に次の一條を加える。

(農業者大学校)

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

3 農業者大学校の内部組織については、農林省令で定める。

第三十五條中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

「第一款 地方農政局」を「第一款 地方農林局」に改める。

第三十六條中「地方農政局」を「地方農林局」に、「本省及び林野庁」に改め、同条第一号中「農畜産業経営」を「農林畜産業経営」に改め、同条第二号中「農畜産物及び農畜産業専用物品」を「農畜産物、飲食料品(主要食糧を主な原料とするものを除く。次号において同じ。))及び油脂並びに農林畜産業専用物品」に改め、同条第三号中「農畜産業に関する団体及び」を「農林畜産業に関する団体、飲食料品及び油脂に関する団体並びに」に改め、同条第五号中「農業構造改善事業」の下に「及び林業構造改善事業」を加え、同条第六号中「農畜産業」を「農林畜産業」に改め、同条第十七号を第十八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第九号中「農畜産業」を「農林畜産業」に改め、同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「農業労働」を「農林業労働」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

七 農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に関すること。

第三十六條に次の七号を加える。

十九 民有林野の立地計画及び経営計画に関すること。

二十 民有林野の造林、営林及び治水に関すること。(国営に係る森林治水事業の実施に関することを除く。)

二十一 民有林野に係る保安林に関すること。

二十二 民有林野に係る林道に関すること。

二十三 民有林野に係る森林病害虫等の駆除予防に関すること。

二十四 林野の保全に係る地すべり及びばた山の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成に

関すること。

二十五 野生鳥獣の保護繁殖及び狩猟の取締りに関すること。

第三十七條第一項中「地方農政局」を「地方農林局」に改め、同項の表中「東北農政局」を「東北農林局」に、「関東農政局」を「関東農林局」に、「北陸農政局」を「北陸農林局」に、「近畿農政局」を「近畿農林局」に、「中国農政局」を「中国農林局」に、「九州農政局」を「九州農林局」に改め、同条第二項中「地方農政局」を「地方農林局」に改める。

第三十八條を次のように改める。

(統計調査事務所及び出張所)

第三十八條 第三十六條第七号に掲げる事務を分掌させるため、所要の地に地方農林局又は統計調査事務所の出張所を設けることができる。

2 農林大臣は、前項の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方農林局又は統計調査事務所の出張所を設けることができる。

3 統計調査事務所及び地方農林局又は統計調査事務所の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三十九條中「局務」の下に「(第三十六條第七号に掲げる事務を除く。)」を加え、「地方農政局」を「地方農林局」に改める。

「第二款 統計調査事務所」を「第二款 北海道統計調査事務所」に改める。

第四十二條第三項中「統計調査事務所及び」を「北海道統計調査事務所の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に、「耕地面積及び農林畜産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査」を「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第三十三條の二の次に次の一條を加える。

の崩壊の防止に関する事業の監督及び助成に

関すること。

二十五 野生鳥獣の保護繁殖及び狩猟の取締りに関すること。

第三十七條第一項中「地方農政局」を「地方農林局」に改め、同項の表中「東北農政局」を「東北農林局」に、「関東農政局」を「関東農林局」に、「北陸農政局」を「北陸農林局」に、「近畿農政局」を「近畿農林局」に、「中国農政局」を「中国農林局」に、「九州農政局」を「九州農林局」に改め、同条第二項中「地方農政局」を「地方農林局」に改める。

第三十八條を次のように改める。

(統計調査事務所及び出張所)

第三十八條 第三十六條第七号に掲げる事務を分掌させるため、所要の地に地方農林局又は統計調査事務所の出張所を設けることができる。

2 農林大臣は、前項の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方農林局又は統計調査事務所の出張所を設けることができる。

3 統計調査事務所及び地方農林局又は統計調査事務所の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三十九條中「局務」の下に「(第三十六條第七号に掲げる事務を除く。)」を加え、「地方農政局」を「地方農林局」に改める。

「第二款 統計調査事務所」を「第二款 北海道統計調査事務所」に改める。

第四十二條第三項中「統計調査事務所及び」を「北海道統計調査事務所の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に、「耕地面積及び農林畜産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的経済調査」を「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第三十三條の二の次に次の一條を加える。

(農業者大学校)

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機関とする。

2 北海道統計調査事務所は、北海道の区域を区分して農林省令で定める区域ごとに置かれるものとし、その管轄区域は、当該農林省令で定める区域とする。

第六十一条中第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 林業構造改善事業に關し指導及び助成を行なうこと。

第六十一条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 林業経営の改善を図ること。

第六十二条第九号中「森林害虫」を「森林病害虫等」に改める。

第六十三条第四号中「第六十一条第三号」を「第六十一条第四号」に改める。

第六十七条第二号中「営林の指導並びに森林治水事業」を「営林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」に改める。

第六十九条第二号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、政令で定める営林局に、同項の経営部及び事業部に代えて、経営事業部を置く。

第七十条第一項第二号中「営林を指導すること」を「営林についての技術相談に關すること」に改める。

第八十二条第二項の表中「広島市」を「広島県」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条の改正規定中「農林研究所」を「農林研究所」に改める部分の規定、第二十三条及び第二十五条の改正規定、第三十三条の二の次に一條を加える改正規定並びに第八十二条の改正規定は公布の日から、第十七条

の改正規定中「植物ウイルス研究所」を「植物ウイルス研究所」に改める部分の規定、第二十三条の四の次に二條を加える改正規定及び第三十三条の改正規定は昭和四十四年十月一日から施行する。

2 地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号を次のように改める。

四 地方農林局

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、非核武装決議に關する請願（第六七二号）（第六七五号）（第六八三三三）（第六八四四号）

一、国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法定反対等に關する請願（第六八五号）（第七三五号）（第七四二二二）

一、総定員法定反対等に關する請願（第七一八号）（第七三六号）（第七六九号）（第八四八号）（第八四九号）

一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に關する請願（第七三四号）（第七五四号）（第七六八号）

一、金し勲章受章者に關する請願（第七六四号）（第七六五号）（第八〇一〇号）（第八一一一〇号）

一、戦傷病者（ハンセン氏病り患）の傷病恩給の裁定基準確立に關する請願（第七七三三三）

一、一世一元制の法制化促進に關する請願（第八〇九号）

第六七二二二 昭和四十四年二月十四日受理
非核武装決議に關する請願
請願者 東京都新宿区戸塚四丁目戸山ア
パート三四ノ八三〇 中西よし枝
外五百九十五名
紹介議員 青島 幸男君

第六八三三三 昭和四十四年二月十四日受理
非核武装決議に關する請願
請願者 東京都中野区上高田一ノ三九ノ一
四 斎藤鶴子外四百七十一名
紹介議員 市川 房枝君

第六八四四四 昭和四十四年二月十四日受理
非核武装決議に關する請願
請願者 東京都港区南青山一ノ一ノ二四
石田泰子外三百八十七名
紹介議員 上田 哲君

第六八五五五 昭和四十四年二月十四日受理
国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法定反対等に關する請願
請願者 富山県砺波市末広町 中山清弘外
二百二十九名
紹介議員 野上 元君

第七三五五五 昭和四十四年二月十七日受理
国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法定反対等に關する請願
請願者 鹿児島市原良町三、一六二 安森
和義外二十五名
紹介議員 亀田 得治君

外国からのもちこみも拒否する）を国会において決議されたい。

理由

湯川博士をはじめとする五十一名の科学者、文学者による「非核武装に關する国会議員への要望書」（昭和四十三年二月）にもあるように「現在、各位の間には非核三原則には賛成するが、国会の決議としてこれを宣言することには、外交交渉上得策でない、という理由で反対する向きがあるとも報ぜられております」ということに非常な不安を感じ

日本が他國の核のカサの下で國の安定を保つという考えや、軍需品の生産、輸送において他國の戦争に協力するということは、戦争放棄を宣言し、陸海空軍、その他の戦力は保持しないと明記している日本國憲法に違反し、やがては日本全土を戦争にまきこむおそれと核戦争への道を聞く危険をますからである。まず、日本が核武装をしないと宣言することこそ全世界が核兵器を廃絶する手がかかりである。この原則を国会において宣言することによつて日本は平和な生活と安全を守る基礎をもつことができ、さらに世界の平和に有効なはたらきかけができる。

第六七五五五 昭和四十四年二月十四日受理
非核武装決議に關する請願
請願者 神奈川県横須賀市追浜町二ノ六七
里見有美校外三百八十五名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六七二二二号と同じである。

第六八三三三 昭和四十四年二月十四日受理
非核武装決議に關する請願
請願者 東京都中野区上高田一ノ三九ノ一
四 斎藤鶴子外四百七十一名
紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第六七二二二号と同じである。

第六八四四四 昭和四十四年二月十四日受理
非核武装決議に關する請願
請願者 東京都港区南青山一ノ一ノ二四
石田泰子外三百八十七名
紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第六七二二二号と同じである。

第六八五五五 昭和四十四年二月十四日受理
国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法定反対等に關する請願
請願者 富山県砺波市末広町 中山清弘外
二百二十九名
紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第七三五五五 昭和四十四年二月十七日受理
国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法定反対等に關する請願
請願者 鹿児島市原良町三、一六二 安森
和義外二十五名
紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第六八四四四 昭和四十四年二月十四日受理
非核武装決議に關する請願
請願者 東京都港区南青山一ノ一ノ二四
石田泰子外三百八十七名
紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第六七二二二号と同じである。

第六八五五五 昭和四十四年二月十四日受理
国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法定反対等に關する請願
請願者 富山県砺波市末広町 中山清弘外
二百二十九名
紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第七三五五五 昭和四十四年二月十七日受理
国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法定反対等に關する請願
請願者 鹿児島市原良町三、一六二 安森
和義外二十五名
紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第七四二二二 昭和四十四年二月十七日受理
国家公務員の定員五パーセント削減計画及び総定員法定反対等に關する請願（五通）
請願者 福井県坂井郡金津町桑原 北岡治
三外二十五名
紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第七一八八八 昭和四十四年二月十五日受理
総定員法定反対等に關する請願（四通）
請願者 山梨県中巨摩郡竜王町竜王 水下
新一郎外十七名
紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第六七二二二号と同じである。

第六八三三三 昭和四十四年二月十四日受理
非核武装決議に關する請願
請願者 東京都中野区上高田一ノ三九ノ一
四 斎藤鶴子外四百七十一名
紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第六七二二二号と同じである。

第六八四四四 昭和四十四年二月十四日受理
非核武装決議に關する請願
請願者 東京都港区南青山一ノ一ノ二四
石田泰子外三百八十七名
紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第六七二二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第六六四号と同じである。

第七三六号 昭和四十四年二月十七日受理
総定員法制定反対等に関する請願
請願者 長野県埴科郡戸倉町羽尾八〇八
上原柳太郎外千五百三十一名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第六六四号と同じである。

第七六九号 昭和四十四年二月十九日受理
総定員法制定反対等に関する請願(四通)
請願者 徳島市南前川町一丁目全労働徳島
支部内 山川久太郎外二百八十名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六六四号と同じである。

第八四八号 昭和四十四年二月二十日受理
総定員法制定反対等に関する請願
請願者 東京都北多摩郡清瀬町中里九八二
増田定好外七百五十九名
紹介議員 渡辺 武君 野坂 参三君 春日 正一君
この請願の趣旨は、第六六四号と同じである。

第八四九号 昭和四十四年二月二十日受理
総定員法制定反対等に関する請願
請願者 福井市高木町五五〇三三〇二
崎光志外七百五十三名
紹介議員 河田 賢治君 須藤 五郎君 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第六六四号と同じである。

第七三十四号 昭和四十四年二月十七日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(二通)

請願者 東京都三鷹市上連雀五ノ三〇ノ一
四 志賀弘邦外一名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七五四号 昭和四十四年二月十八日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(一通)
請願者 東京都府中市武蔵台三ノ二五ノ
八 山本義三外一名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七六八号 昭和四十四年二月十九日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(一通)
請願者 横浜市港北区高田町一、三五六
鉢呂源三郎外一名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七六四号 昭和四十四年二月十八日受理
金し勲章受章者に関する請願
請願者 熊本県玉名郡長洲町大字長洲二、
一四三 中島寅吉外八十八名
紹介議員 内田 芳郎君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第七六五号 昭和四十四年二月十八日受理
金し勲章受章者に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡姶良町 春山兼雄
紹介議員 谷口 慶吉君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

金し勲章受章者に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡山川町山下町一
〇 山中芳男
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第八一一号 昭和四十四年二月二十日受理
金し勲章受章者に関する請願(三通)
請願者 島根県瀬戸内市摩耶町大字大田六二
二 山下実外二名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第七七三号 昭和四十四年二月十九日受理
戦傷病者(ハンセン氏病)の傷病恩給の裁定基準確立に関する請願
請願者 岡山県邑久郡邑久町虫明六、二五
三ノ一国立療養所邑久光明園内岡
山県傷痍軍人会光明支部内 岩井
浅吉外三十七名
紹介議員 小枝 一雄君
傷病恩給の裁定基準のうち、ハンセン氏病に対するものは、明確な基準規定がないため、不利益な裁定例が多いから、ハンセン氏病を第二項の基準に法定し、同病から当然併発するその他の障害を総合して裁定するよう恩給法を改正されたい。

理由
一、傷病恩給の裁定基準には多くの不均衡があり、改正の要望が強く、政府もこれにこたえて症状等差調査会が設けられ、昨年同調査会から報告がなされたが、その報告の内容は私たちにとつて満足できるものではない。同報告は、国家補償と社会保障をまつたく混同、同視しているばかりでなく、ハンセン氏病には一言もふれていない。
二、恩給法別表(裁定基準)の改正にあたつては、特別の事情にあるハンセン氏病に患戦傷病者に

つては、とくに配慮の必要がある。
第八〇九号 昭和四十四年二月十九日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願(三通)
請願者 福岡県宗像郡津屋崎町 浄見晴夫
外二名
紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。